特定非営利活動法人つむぎ定款

第1章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人つむぎと称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

（目的）
第３条　この法人は、障がいや病気の有無、年齢、性別その他の違いにかかわらず、誰もが地域社会の中で安心して生活し、自らの「行きたい」「やってみたい」という想いを実現できる社会を目指し、障がいや病気のある方及びその家族、子ども、地域住民、医療・福祉・教育関係者等に対して、発達支援、外出支援、社会参加支援、地域交流、ボランティアの育成、福祉・発達等に関する普及啓発及び情報提供等の事業を行うことにより、誰もが互いに支え合い、共に生きる地域共生社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（２）社会教育の推進を図る活動
（３）まちづくりの推進を図る活動
（４）観光の振興を図る活動
（５）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
（６）災害救援活動
（７）地域安全活動
（８）子どもの健全育成を図る活動
（９）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（１）特定非営利活動に係る事業
① 障がいや病気のある方及びその家族に対する外出支援及び社会参加支援事業
② 地域交流、居場所づくり及びコミュニティ形成に関する事業
③ ボランティアの育成、研修及び派遣に関する事業
④ 保健、医療、福祉及び教育に関する講演会、研修会、相談会等の開催事業
⑤ 子どもの健全育成及び家族支援に関する事業
⑥ 福祉、医療、教育等に関する情報収集、調査研究及び普及啓発事業

⑦　行政、学校、医療機関、福祉施設、企業その他関係団体との連携及び協働に関する事業
⑧　災害時その他緊急時における支援活動に関する事業
⑨　目的を達成するために必要な物品の企画、制作、販売及び頒布に関する事業
⑩　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員

(種別)
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。）上の社員とする。
(1)正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
(2)賛助会員　この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出するものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)
第８条　正会員の入会金及び会費は、無料とする。
２　賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)
第９条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（1）　退会したとき。
（2）　本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
（3）　賛助会員が継続して１年以上会費を滞納したとき。
（4）　除名されたとき。

(退会)
第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)
第１１条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
(1)この法人の定款、規則等に違反したとき。

（2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第１２条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役員及び職員

(種類及び定数)

第１３条　この法人に次の役員を置く。

（1)理事　　３人以上

（2)監事　　１人以上

２　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

(選任等)

第１４条　理事及び監事は、総会で選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）　理事の業務執行状況を監査すること。

（2）　この法人の財産の状況を監査すること。

（3）　前２号の規定による監査の結果、その法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期）
第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
３　前２項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長することができる。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第１８条　役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。
（１）　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

（報酬等）
第１９条　役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の３分の１以下でなければならない。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第２０条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
２　職員は、理事長が任免する。

第４章　総会

（種別）
第２１条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第２２条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第２３条　総会は、以下の事項について議決する。

（１） 定款の変更
（２） 解散
（３） 合併
（４） 事業報告及び活動決算
（５） 役員の選任又は解任
（６） 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（７） その他運営に関する重要事項

(開催)
第２４条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。
(1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2)正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
(3)第１５条第５項第４号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)
第２５条　総会は、第２４条第２項第３号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、第２４条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から起算して１０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の５日前までに通知しなければならない。

(議長)
第２６条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)
第２７条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)
第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の２分の１以上の同意があった場合は、この限りではない。
２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)
第２９条　各正会員の表決権は、平等とする。

２　やむを得ない事由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、第２７条、第２８条第２項、第３０条第１項第２号、第５２条及び第５４条の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)
第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）　日時及び場所
（２）　正会員総数及び出席者(書面表決者、電磁方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
（３）　審議事項
（４）　議事の経過の概要及び議決の結果
（５）　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。
３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(１)総会があったものとみなされた事項の内容
(２)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(３)総会の決議があったものとみなされた日
(４)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第５章　理事会

(構成)
第３１条　理事会は、理事をもって構成する。

(権能)
第３２条　理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）　総会に付議すべき事項
（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第３３条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（1）　理事長が必要と認めたとき。
（2）　理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（3）　第１５条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)
第３４条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときには、その日から起算して３０日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の１０日前までに通知しなければならない。

(議長)
第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)
第３６条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)
第３７条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)
第３８条　各理事の表決権は、平等とする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第３６条、第３７条第２項及び第３９条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)
第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）　日時及び場所
（2）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

（３） 審議事項
（４） 議事の経過の概要及び議決の結果
（５） 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）
第４０条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
（１） 設立当初の財産目録に記載された資産
（２） 会費
（３） 寄附金品
（４） 財産から生じる収益
（５） 事業に伴う収益
（６） その他の収益

（資産の区分）
第４１条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（財産の管理）
第４２条　この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第４３条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分等）
第４４条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）
第４５条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第４６条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益及び費用を計上することができる。
２　前項の収益及び費用は、新たに成立した予算の収益及び費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第４７条　予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第４８条　予算作成後にやむをえない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第４９条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第５０条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

(臨機の措置)

第５１条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第５２条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の４分の３以上の議決を経なければならない。

２　定款の変更が法第２５条第３項に規定する事項に係るものである場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第５３条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　正会員の欠亡

（４）　合併

（５）　破産手続開始の決定

（６）　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。
３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
４　この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)
第５４条　この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。)したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)
第５５条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

(公告の方法)
第５６条　この法人の公告は、官報に掲載して行う。
ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第９章　雑則

（細則）
第５７条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の賛助会員の会費は、第８条の規定にかかわらず、次のとおりとする。
（１）個人賛助会員　年会費１口１，０００円
（２）法人・団体賛助会員　年会費１口５０，０００円
３　この法人の設立当初の役員は、第１４条第１項及び第２項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、設立の日から令和１０年６月３０日までとする。
４　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第４５条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
５　この法人の設立初年度の事業年度は、第５０条の規定にかかわらず、設立の日から令和９年３

月３１日までとする。

別表

役　職　名	氏　　名	備　考
理事	竹内　棟熙	理事長
理事	木榑　浩之	副理事長
理事	松田　梨瑚	
監事	柳澤　海志	

（様式例２）

役　員　名　簿

特定非営利活動法人　つむぎ

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備　考
理事	竹内　棟熙	[redacted]	無	理事長
理事	木樽　浩之		無	副理事長
理事	松田　梨瑚		無	
監事	柳澤　海志		無	

（様式例６）

設　立　趣　旨　書

１　設立の趣旨

私たちは、障がいや病気、年齢、生活環境などによって、「行きたい場所に行くこと」や「やってみたいこと」を諦めてしまう人がいる現状に触れてきました。外出や社会参加を難しくしているものは、段差や設備などの目に見えるバリアだけではありません。周囲の理解不足や、手助けを求めにくい環境、障がいのある人とない人が関わる機会の少なさなど、人と人との間にある「心のバリア」も、社会参加を難しくする要因の一つであると考えています。

そこで私たちは、誰もが「行きたい」「やってみたい」という思いを諦めることなく、一歩を踏み出せる社会をつくることを目指し、任意団体「つむぎ」として活動してきました。外出や社会参加の機会をつくるとともに、障がいのある方やその家族、学生、医療・福祉関係者、地域住民などが実際に出会い、関わる機会をつくることで、互いを知り、自然に支え合える関係を地域の中に増やしていくことを大切にしています。

今後は、外出・社会参加の支援だけでなく、交流や居場所づくり、ボランティアの育成・派遣、講演・研修・相談、関係機関や地域との連携、活動や理念の普及啓発につながる物品の企画・制作・販売などにも継続的に取り組んでいきます。

これらの活動を一時的なものではなく、継続的かつ安定的に実施するとともに、行政、企業、教育機関、医療・福祉関係者、地域団体等との連携をさらに広げ、社会的な責任を持って活動していくため、法人格を取得し、より安定した活動基盤を構築する必要があると考えました。

以上のことから、人と人とのつながりを通して、誰もが「行きたい」「やってみたい」を諦めることなく、一歩踏み出すことのできる地域社会の実現を目指し、「特定非営利活動法人つむぎ」を設立することとしました。

２　設立申請に至るまでの経過

私たちは、任意団体「つむぎ」として、障がいのある方やその家族の外出・社会参加を支える活動や、地域の人々が障がいや社会にあるバリアについて知り、実際に関わる機会をつくる活動を行ってきました。こうした活動を通じて、当事者や家族、学生、医療・福祉関係者、地域住民等とのつながりを築いてきました。

活動を続ける中で、外出したいという思いがあっても、移動や介助への不安、周囲への遠慮などから外出や社会参加を諦めてしまう方がいる一方で、「何か力になりたい」「関わってみたい」と思っていても、そのきっかけや方法が分からない地域住民や学生等がいることも分かってきました。

こうした人と人をつなぎ、単発のイベントや支援だけで終わるのではなく、地域の中に継続的なつながりと支え合いの仕組みをつくっていくためには、活動の基盤を整え、継続性と社会的信用を高める必要があるとの考えに至りました。

そのため、これまでの任意団体としての活動を基盤として特定非営利活動法人を設立し、外出・社会参加支援、交流や居場所づくり、ボランティアの育成・派遣、講演・研修・相談、関係機関との連携等の事業を継続的に実施していくこととしました。

2026年10月19日

特定非営利活動法人　つむぎ
設立(代表)者　住所又は居所
[redacted]
氏　名　竹内棟熙

令和８年度事業計画書

特定非営利活動法人つむぎ

1　事業実施の方針

令和８年度は、法人設立の日から令和９年３月３１日までの期間において、障がいや病気の有無、年齢、性別その他の違いにかかわらず、誰もが地域社会の中で安心して生活し、自らの「行きたい」「やってみたい」という想いを実現できる社会を目指す。定款に掲げる外出支援・社会参加支援、地域交流、ボランティア育成、発達支援及び家族支援、普及啓発等を、これまでの任意団体としての活動を基盤に実施する。また、ショッピングモール等における「ふらっとつむぎ」や、子どもの発達及び家族支援に関する「つむぎ Labo」については、関係機関等と調整しながら試行的な実施を含めて取り組み、継続可能な運営体制の構築を図る。

2　事業の実施に関する事項

（1） 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
外出支援及び社会参加支援事業	障がいや病気のある方及びその家族等を対象に、外出・余暇活動・社会参加の機会を提供し、必要に応じて移動や活動のサポートを行う。	法人設立後～令和９年３月（随時）	群馬県内及び関東近郊	5～30 人程度／回	障がいや病気のある方及びその家族等 30～80 人程度
外出・社会参加促進事業（ふらっとつむぎ）	ショッピングモール等の商業施設と連携し、障がいや病気等により外出に不安を抱える方及びその家族等に対し、相談、施設利用に関する情報提供、移動等のサポートを行う。また、当事者、家族、学生、地域住民等が交流する機会や、障がい及び心のバリアフリーについて知る機会を設け、外出及び社会参加を促進する取組を試行的に実施する。	法人設立後～令和９年３月（試行予定）	群馬県内のショッピングモール等	3～10 人程度／回	障がいや病気のある方、高齢者、外出に不安を抱える方及び家族等 20～50 人程度
子どもの健全育成及び家族支援事業（つむぎ Labo）	発達や日常生活に関する悩みを抱える子ども及びその家族を対象に、姿勢、運動、身体の使い方、手先の活動等に関する相談、体験機会、情報提供及び学びの機会を提供する。発達や日常生活に関する悩みを抱える子ども及びその家族を対象に、姿勢、運動、身体の	法人設立後～令和９年３月（随時）	前橋市内を中心とした群馬県内	1～3 人程度／回	発達や日常生活に悩みを抱える子ども及び家族 10～30 人程度

	使い方、手先の活動等に関する相談、体験機会及び情報提供を行うとともに、発達や子育て等について学ぶ講座、研修等を実施する。				
地域交流、居場所づくり及びコミュニティ形成事業	障がいや病気のある方、その家族、子ども、地域住民等が交流し、経験や悩みを共有できる機会や居場所づくりを行う。	法人設立後～令和９年３月（期間内に実施可能な回数）	前橋市内を中心とした群馬県内・オンライン	3～10 人程度／回	障がいや病気のある方、その家族、子ども、地域住民等 20～50 人程度
ボランティアの育成、研修及び派遣事業	外出支援や社会参加支援等に関わる学生、医療・福祉・教育関係者、地域住民等のボランティアを募集し、障がいへの理解、声かけ、移動・介助等に関する研修及び体験機会を提供するとともに、法人が実施する活動への参加につなげる。	法人設立後～令和９年３月（随時）	群馬県内・オンライン	2～10 人程度／回	学生、医療・福祉・教育関係者、地域住民等 30～80 人程度
講演会、研修会、相談会等の開催事業	福祉、医療、教育、発達、外出・社会参加等に関する情報収集及び調査研究を行う。また、障がいや病気のある方及びその家族等の声や、外出・社会参加における地域課題を収集・整理し、その成果をホームページ、SNS、報告書等を通じて発信することで、地域における理解促進及び普及啓発を図る。	法人設立後～令和９年３月（随時）	群馬県内・オンライン	2～5 人程度／回	地域住民、当事者・家族、学生、関係職種等 30～80 人程度
情報収集、調査研究及び普及啓発事業	福祉、医療、教育、発達、外出・社会参加等に関する情報収集、調査研究を行い、ホームページや SNS 等を通じて情報発信・普及啓発を行う。	法人設立後～令和９年３月	群馬県内・オンライン	2～5 人程度	障がいや病気のある方及び家族、地域住民、関係者等 不特定多数
物品の企画、制作、販売及び頒布に関する事業	法人の活動や理念の普及啓発につながる衣類、グッズ等の物品を企画・制作・販売し、その収益を法人の活動に活用する。	法人設立後～令和９年３月（随時）	群馬県内	2～5 人程度	地域住民、法人の活動に関心のある方等／不特定多数

令和９年度事業計画書

特定非営利活動法人つむぎ

1　事業実施の方針

令和９年度は、令和８年度に実施・試行した事業の成果と課題を踏まえ、外出支援・社会参加支援、発達支援及び家族支援、地域交流、ボランティア育成、調査研究及び普及啓発等の各事業を継続して実施する。また、行政、学校、医療機関、福祉施設、企業その他の関係団体との連携・協働を進め、障がいや病気のある方及びその家族等の声を地域社会へ届けるとともに、障がいや病気の有無にかかわらず、誰もが地域の中で「行きたい」「やってみたい」という想いを実現できる環境づくりを推進する。

「ふらっとつむぎ」及び「つむ�ぎLabo」については、令和８年度の実施状況や地域のニーズを踏まえ、継続的な運営体制の構築と事業の充実を図る。

2　事業の実施に関する事項

（1）　特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
外出支援及び社会参加支援事業	障がいや病気のある方及びその家族等への外出・社会参加支援を継続し、地域や関係団体との連携を図りながら実施機会を広げる。	随時（年数回程度）	群馬県内及び関東近郊	5～30人程度／回	障がいや病気のある方及びその家族等 50～100人程度
外出・社会参加促進事業（ふらっとつむぎ）	ショッピングモール等の商業施設と連携し、相談・情報提供・移動等のサポートを実施する。令和８年度の試行結果を踏まえ、継続・拡充を検討する。	随時	群馬県内のショッピングモール等	3～10人程度／回	障がいや病気のある方、高齢者、外出に不安を抱える方及び家族等 50～100人程度
子どもの健全育成及び家族支援事業（つむぎLabo）	子どもの発達や日常生活に関する相談、体験機会、情報提供及び学びの機会を提供するとともに、必要に応じて家族や教育・福祉関係者等との連携を図る。	随時	前橋市内を中心とした群馬県内	1～3人程度／回	発達や日常生活に悩みを抱える子ども及び家族 20～50人程度

地域交流、居場所づくり及びコミュニティ形成事業	当事者・家族、子ども、地域住民等が継続的につながる交流機会や居場所づくりを実施する。	随時（年数回程度）	前橋市内を中心とした群馬県内・オンライン	3～10人程度／回	障がいや病気のある方、その家族、子ども、地域住民等 30～80人程度
ボランティアの育成、研修及び派遣事業	ボランティアの募集・研修を継続し、外出支援等の活動につなげるとともに、学生や地域住民が福祉に関わる機会を増やす。	随時	群馬県内・オンライン	2～10人程度／回	学生、医療・福祉・教育関係者、地域住民等 50～100人程度
講演会、研修会、相談会等の開催事業	福祉、医療、教育、発達、外出・社会参加等に関する情報収集及び調査研究を行う。また、障がいや病気のある方及びその家族等の声や、外出・社会参加における地域課題を収集・整理し、その成果をホームページ、SNS、報告書等を通じて発信することで、地域における理解促進及び普及啓発を図る。	随時	群馬県内・オンライン	2～5人程度／回	地域住民、当事者・家族、学生、関係職種等 50～100人程度
情報収集、調査研究及び普及啓発事業	福祉、医療、教育、発達、外出・社会参加等に関する情報収集・調査研究・普及啓発を継続し、活動成果や地域課題を発信する。	通年	群馬県内・オンライン	2～5人程度	障がいや病気のある方及び家族、地域住民、関係者等 不特定多数
関係団体との連携及び協働事業	行政、学校、医療機関、福祉施設、企業その他関係団体との連携を進め、外出・社会参加、発達支援、地域交流、普及啓発等に関する協働事業を企画・実施する。	通年	群馬県内	2～10人程度	障がいや病気のある方及び家族、子ども、地域住民等 不特定多数
物品の企画、制作、販売及び頒布に関する事業	法人の活動や理念の普及啓発につながる衣類、グッズ等の物品を企画・制作・販売し、その収益を法人の活動に活用する。	随時	群馬県内・オンライン	2～5人程度	地域住民、法人の活動に関心のある方等 不特定多数

令和8年度　活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人つむぎ

科目			特定非営利活動に係る事業	合計
Ⅰ　経常収益				
	1．賛助会員受取会費		30,000	30,000
	2．受取寄附金		200,000	200,000
	3．受取民間助成金		0	0
	受取公的助成金等		0	0
	4．物品販売事業収益		20,000	20,000
			0	0
	5．雑収益		0	0
	受取利息		0	0
	経常収益計		250,000	250,000
Ⅱ　経常費用				
1．事業費	事業費		0	0
	（1）	人件費	0	0
		給料手当	0	0
		法定福利費	0	0
			0	0
		人件費計	0	0
			0	
	（2）	会場費・施設利用費	10,000	10,000
		旅費交通費	5,000	5,000
		イベント・外出支援費	10,000	10,000
		諸謝金	10,000	10,000
		研修・講演会費	10,000	10,000
		広報・印刷費	10,000	10,000
		物品制作・仕入費	100,000	100,000
		ボランティア保険料	5,000	5,000
		その他経費計	160,000	160,000

			事業費計		160,000	160,000
	2．管理費		管理費		0	0
			（1）	人件費	0	0
				役員報酬	0	0
				給料手当	0	0
				法定福利費	0	0
					0	0
				人件費計	0	0
					0	
			（2）	会議費	0	0
				旅費交通費	0	0
				通信運搬費	5,000	5,000
				消耗品費	10,000	10,000
				支払手数料	0	0
				その他管理費	0	0
				その他経費計	15,000	15,000
			管理費計	その他経費計	15,000	15,000
			経常費用計		175,000	175,000
	経常費用計		当期経常増減額		75,000	75,000
III	経常外収益				0	0
		1．			0	0
			経常外収益計		0	0
	経常外収益計				0	
IV	経常外費用				0	0
		1．			0	0
			経常外費用計		0	0
	経常外費用計				0	0
			当期正味財産増減額		75,000	75,000
			設立時正味財産額		0	0
			次期繰越正味財産額		75,000	75,000

※その他の事業を実施しない

令和9年度　活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人つむぎ

科目			特定非営利活動に係る事業	合計
Ⅰ	経常収益			
	1．賛助会員受取会費		60,000	60,000
	2．受取寄附金		250,000	250,000
	3．受取民間助成金		300,000	300,000
	受取公的助成金等		0	0
	4．物品販売事業収益		150,000	150,000
	研修・講座事業収益		50,000	50,000
	5．雑収益		0	0
	受取利息		0	0
			0	0
	経常収益計		810,000	810,000
経常収益計				
Ⅱ	経常費用			
	1．事業費	事業費		
		（1） 人件費	0	0
		給料手当	0	0
		法定福利費	0	0
		退職給付費用	0	0
			0	0
		人件費計	0	0
		（2） 会場費・施設利用費	60,000	60,000
		旅費交通費	100,000	100,000
		イベント・外出支援	100,000	100,000
		諸謝金	100,000	100,000
		研修・講演会費	40,000	40,000
		広報・印刷費	100,000	100,000
		物品制作・仕入費	150,000	150,000

			ボランティア保険料	30,000	30,000
			その他経費計	680,000	680,000
		事業費計	その他経費計	680,000	680,000
	2．管理費	管理費			
		（1）	人件費	0	0
			役員報酬	0	0
			給料手当	0	0
			法定福利費	0	0
			退職給付費用	0	0
				0	0
			人件費計	0	0
			人件費計		
		（2）	会議費	10,000	10,000
			旅費交通費	10,000	10,000
			通信運搬費	20,000	20,000
			消耗品費	15,000	15,000
			支払手数料	5,000	5,000
			その他管理費	0	0
			その他経費計	60,000	60,000
		管理費計		60,000	60,000
	経常費用計	経常費用計		740,000	740,000
		当期経常増減額		70,000	70,000
III	経常外収益				
	1．固定資産売却益			0	0
				0	0
	経常外収益計	経常外収益計		0	0
IV	経常外費用				
	1．過年度損益修正損			0	0
				0	0
	経常外費用計	経常外費用計		0	0
		経理区分振替額		0	0
		当期正味財産増減額		70,000	70,000
		前期繰越正味財産額		75,000	75,000
		次期繰越正味財産額		145,000	145,000

※その他の事業を実施しない